三　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十八条第二項第一号に規定する居間及び食堂を除く。第百二十五条の五、第百六十三条の二及び第百七十二条の二において同じ。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

四　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第百六十三条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第百七十二条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第五十四条の十二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第七十一条の六において準用する指定通所支援基準第五十四条の十二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条又は第百七十一条に規定する基準を満たしていること。

五　（略）

第六章　短期入所

（従業者の員数）

第百十五条　（略）

一　（略）

二　第百六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者（規則第二十五条第七号に規定する宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。）、第二百八条第一項に規定する指定共同生活援助事業者、第二百十三条の二に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は第二百十三条の十四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（以下この章において「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」という。）である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合　イ又はロに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ　指定短期入所と同時に第百六十五条に規定する指定自立訓練（生活訓練）（規則第二十五条第七号に規定する宿泊型自立訓練に係るものに限る。）、第二百七条に規定する指定共同生活援助、第二百十三条の二に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助又は第二百十三条の十二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助（以下この章において「指定自立訓練（生活訓練）等」という。）を提供する時間帯　指定自立訓練（生活訓練）事業所等（当該指定自立訓練（生活訓練）事業者等が設置する当該指定に係る指定自立訓練（生活訓練）事業所（第百六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定共同生活援助事業所（第二百八条第一項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（第二百十三条の四第一項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（第二百十三条の十四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

ロ　（略）

三　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号又は第百七十五条第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。以下同じ。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

四　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第百六十三条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第百七十二条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第七十一条の四において準用する指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条又は第百七十一条に規定する基準を満たしていること。

五　（略）

第六章　短期入所

（従業者の員数）

第百十五条　法第五条第八項に規定する施設が指定短期入所の事業を行う事業所（以下この章において「指定短期入所事業所」という。）として当該施設と一体的に運営を行う事業所（以下この章において「併設事業所」という。）を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。

一　（略）

二　第百六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者（規則第二十五条第七号に規定する宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。）、第二百八条第一項に規定する指定共同生活援助事業者又は第二百十三条の四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（以下この章において「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」という。）である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合　イ又はロに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ　指定短期入所と同時に第百六十五条に規定する指定自立訓練（生活訓練）（規則第二十五条第七号に規定する宿泊型自立訓練に係るものに限る。）、第二百七条に規定する指定共同生活援助又は第二百十三条の二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助（以下この章において「指定自立訓練（生活訓練）等」という。）を提供する時間帯　指定自立訓練（生活訓練）事業所等（当該指定自立訓練（生活訓練）事業者等が設置する当該指定に係る指定自立訓練（生活訓練）事業所（第百六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定共同生活援助事業所（第二百八条第一項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（第二百十三条の四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

ロ　（略）